

議案第21号

つくば市建築関係手数料条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年2月14日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

つくば市建築関係手数料条例（平成11年つくば市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1の9の項中「第5条第1項から第3項まで」を「第5条第1項から第5項まで」に改め、同項第1号ア中「について、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項、13の項、18の項及び20の項において「登録住宅性能評価機関」という。）による審査を受けた」を「を証する書面（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書（以下この項において「確認書」という。）又は住宅性能評価書をいう。）がある」に改め、同号イを削り、同号ウ中「及びイ」を削り、同号ウを同号イとし、同項第2号ア中「長期優良住宅の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、登録住宅性能評価機関による審査を受けた」を「確認書がある」に改め、同項第3号中「(1)」の次に「又は(2)」を加え、同表10の項第2号中「あつては、」

の次に「9の項の」を、「額に」の次に「2分の1を乗じて得た額に」を加え、同表12の項の次に次のように加える。

12	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率の特例の許可の申請に対する審査	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	1件につき160,000円
----	---	--	---------------

別表第1の13の項第1号中「住宅以外の部分を有する場合にあっては登録住宅性能評価機関」を「住宅以外の部分を有する場合にあっては住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項、18の項及び20の項において「登録住宅性能評価機関」という。）」に改める。

別表第2の51の項中「建築基準法施行令」の次に「（昭和25年政令第338号）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前のつくば市建築関係手数料条例（以下「改正前の条例」という。）別表第1の9の項第1号アに規定する審査を受けた場合において交付された書面で、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の規定により交付された書面の提出があった場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料については、なお従前の例による。

3 改正前の条例別表第1の9の項第1号イに規定する評価を受けた場合において

交付された書面で、改正法第3条の規定による改正前の住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）の規定により交付された書面の提出があった場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、認定対象の拡大、認定手続の合理化及び容積率の特例許可制度が新設されるため、手数料の設定及び追加等の改正を行う必要があることから、この条例案を提出するものである。

つくば市建築関係手数料条例（平成11年つくば市条例第38号）新旧対照表

改正後				改正前			
本則・附則（略）				本則・附則（略）			
別表第1（第2条、第3条、第5条関係）				別表第1（第2条、第3条、第5条関係）			
項	事務	名称	金額	項	事務	名称	金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
9	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号） <u>第5条第1項から第5項までの規定</u> に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査（以下この項、10の項、13の項、14の項、18の項及び19の項において「建築基準関係規定適合審査」という。）を受けるよう申し出ない場合であって、住宅を新築しようとするときは、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額 ア 長期優良住宅の促	9	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号） <u>第5条第1項から第3項までの規定</u> に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査（以下この項、10の項、13の項、14の項、18の項及び19の項において「建築基準関係規定適合審査」という。）を受けるよう申し出ない場合であって、住宅を新築しようとするときは、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額 ア 長期優良住宅の促

進に関する法律第6
条第1項各号に掲げ
る基準に適合してい
ることを証する書面
(住宅の品質確保の
促進等に関する法律
(平成11年法律第81
号)第6条の2第5
項に規定する確認書
(以下この項におい
て「確認書」という。)
又は住宅性能評価書
をいう。)がある

_____ 場合

(ア)・(イ) (略)

進に関する法律第6
条第1項各号に掲げ
る基準に適合してい
ることについて、あ
らかじめ住宅の品質
確保の促進等に関す
る法律(平成11年法
律第81号)第5条第
1項に規定する登録
住宅性能評価機関
(以下この項、13の
項、18の項及び20の
項において「登録住
宅性能評価機関」と
いう。)による審査
を受けた場合

(ア)・(イ) (略)

イ 設計された住宅に
係る住宅の品質確保
の促進等に関する法
律第5条第1項に規
定する住宅性能評価
(当該住宅性能評価
のうち構造の安定に
関することについて
建築基準法施行令
(昭和25年政令第
338号)第82条の5に

規定する限界耐力計
算以外の構造計算に
より評価されたもの
に限る。)について、
あらかじめ登録住宅
性能評価機関による
評価を受けた場合
(ア) 一戸建ての住宅
の場合にあって
は、1件につき
18,000円
(イ) 一戸建ての住宅
以外の住宅の場合
にあっては総戸数
が5戸以内のとき
は、1件につき(同
一の住宅に関し同
時に数件の申請が
行われる場合に
あっては、当該数件
の申請につき)
59,000円、5戸を超
え10戸以内のとき
は1件につき(同
一の住宅に関し同時
に数件の申請が行
われる場合に
あっては、当該数件の申

請につき) 93,000
円、10戸を超え30
戸以内のときは1
件につき(同一の住
宅に関し同時に数
件の申請が行われ
る場合にあつては、
当該数件の申請に
つき) 178,000円、
30戸を超え50戸以
内のときは1件に
つき(同一の住宅に
関し同時に数件の
申請が行われる場
合にあつては、当該
数件の申請につき)
301,000円、50戸を
超え100戸以内のと
きは1件につき(同
一の住宅に関し同
時に数件の申請が
行われる場合にあ
つては、当該数件の
申請につき)
468,000円、100戸を
超え200戸以内のと
きは1件につき(同
一の住宅に関し同

イ ア _____ 以外の場
合
(ア)・(イ) (略)
(2) 建築基準関係規定適
合審査を受けるよう申
し出ない場合であって、
住宅を増築し、又は改築

時に数件の申請が
行われる場合に
あつては、当該数件の
申請につき)
847,000円、200戸を
超え300戸以内のと
きは1件につき(同
一の住宅に関し同
時に数件の申請が
行われる場合に
あつては、当該数件の
申請につき)
1,160,000円、300
戸を超えるときは
1件につき、(同一
の住宅に関し同時
に数件の申請が行
われる場合にあつ
ては、当該数件の申
請につき)

1,403,000円

ウ ア及びイ以外の場
合
(ア)・(イ) (略)
(2) 建築基準関係規定適
合審査を受けるよう申
し出ない場合であって、
住宅を増築し、又は改築

			<p>しようとするときは、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア <u>確認書がある</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____場</p> <p>合</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)又は(2)に規定する額に1の項に規定する額を加えた額</p>			<p>しようとするときは、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア <u>長期優良住宅の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、登録住宅性能評価機関による審査を受けた場</u></p> <p>合</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(1)_____に規定する額に1の項に規定する額を加えた額</p>	
10	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、<u>9の項の(1)又は(2)に規定する額に2分の1を乗じて得た額</u>に1の項に規定する額を加え</p>	10	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、_____ (1)又は(2)に規定する額に_____ 1の項に規定する額を加え</p>

			た額
11	(略)	(略)	(略)
12			
12	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第2項の規定に基づく住宅の容積率の特例の許可の申請に対する審査	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例の許可の申請手数料	1件につき160,000円
13	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この項及び次項において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(認定の対象が <u>住宅以外の部分を有する場合</u> にあつては <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関</u> (以下この項、18の項及び20の項において「 <u>登録住宅性能評価機関</u> 」 <u>という。</u>) (建築基準法第77条の21第1項に規定

			た額
11	(略)	(略)	(略)
12			
13	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この項及び次項において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(認定の対象が <u>住宅以外の部分を有する場合</u> にあつては <u>登録住宅性能評価機関</u> (以下この項、18の項及び20の項において「 <u>登録住宅性能評価機関</u> 」 <u>という。</u>) (建築基準法第77条の21第1項に規定

する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が交付したものに限り、認定の対象が住宅の部分を有する場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。この項及び次項において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除

する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が交付したものに限り、認定の対象が住宅の部分を有する場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。この項及び次項において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除

			く。)にあつては、次の アからエまでに掲げる 区分に応じ、当該アから エまでに定める額 ア—エ (略) (2)・(3) (略)
14	(略)	(略)	(略)
—			
20			

備考 (略)

別表第2 (第2条、第3条、第5条関係)

項	事務	名称	金額 (1件につき)
(略)	(略)	(略)	(略)
51	建築基準法施行令(昭和25 年政令第338号)第137条の 16第2号の規定に基づく 建築物の移転の認定の申 請に対する審査	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第3 (略)

			く。)にあつては、次の アからエまでに掲げる 区分に応じ、当該アから エまでに定める額 ア—エ (略) (2)・(3) (略)
14	(略)	(略)	(略)
—			
20			

備考 (略)

別表第2 (第2条、第3条、第5条関係)

項	事務	名称	金額 (1件につき)
(略)	(略)	(略)	(略)
51	建築基準法施行令_____第137条の _____第137条の 16第2号の規定に基づく 建築物の移転の認定の申 請に対する審査	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第3 (略)